

公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案 新旧対照表

○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)

(附則第三条関係)

改正案	現行																
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〜十七 (略)</p> <p>十七の二 公文書等管理審議会会長</p> <p>十八〜五十二 (略)</p> <p>五十二の二 公文書等管理審議会委員</p> <p>五十三〜七十五 (略)</p> <p>別表第一 (第三条関係)</p> <table border="1" data-bbox="203 1018 1095 1444"> <thead> <tr> <th>官 職 名</th> <th>俸 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護委員会の常勤の委員</td> <td rowspan="3">一、〇三五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>公害等調整委員会の常勤の委員</td> </tr> <tr> <td>中央労働委員会の常勤の公益</td> </tr> </tbody> </table>	官 職 名	俸 給 月 額	(略)	(略)	個人情報保護委員会の常勤の委員	一、〇三五、〇〇〇円	公害等調整委員会の常勤の委員	中央労働委員会の常勤の公益	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〜十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十八〜五十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五十三〜七十五 (略)</p> <p>別表第一 (第三条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1153 1018 2045 1444"> <thead> <tr> <th>官 職 名</th> <th>俸 給 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護委員会の常勤の委員</td> <td rowspan="3">一、〇三五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>公害等調整委員会の常勤の委員</td> </tr> <tr> <td>中央労働委員会の常勤の公益</td> </tr> </tbody> </table>	官 職 名	俸 給 月 額	(略)	(略)	個人情報保護委員会の常勤の委員	一、〇三五、〇〇〇円	公害等調整委員会の常勤の委員	中央労働委員会の常勤の公益
官 職 名	俸 給 月 額																
(略)	(略)																
個人情報保護委員会の常勤の委員	一、〇三五、〇〇〇円																
公害等調整委員会の常勤の委員																	
中央労働委員会の常勤の公益																	
官 職 名	俸 給 月 額																
(略)	(略)																
個人情報保護委員会の常勤の委員	一、〇三五、〇〇〇円																
公害等調整委員会の常勤の委員																	
中央労働委員会の常勤の公益																	

を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション 会議の常勤の議員 公文書等管理審議会会長 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫	(略)
--	-----

を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション 会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫	(略)
---	-----

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

(附則第四条関係)

改正案	現行
<p>附則 (審議会等の設置の特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律(平成三十年法律 第 号)第十八条に規定する期限までの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる公文書等管理審議会は、本府に置く。</p>	<p>附則 (審議会等の設置の特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>